

令和 9 年度固定資産税（償却資産）申告の手引

令和 9 年度固定資産税（償却資産）の申告について

市税につきましては、平素より格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税（償却資産）の申告の時期が近づいてまいりましたので、この「申告の手引」によりご案内いたします。

前年度に申告された方については、申告書に基づいて電算処理を行いましたので内容（資産の名称、種類、数量、取得年月日、取得価額、耐用年数）の確認を行っていただき、内容変更の有無に関わらず申告書を提出してください。

～ お 願 い ～

申告書の法定申告（提出）期限は、1 月 3 1 日となっておりますが、事務処理の都合上

1 月 1 5 日（金）までにご提出くださいますようお願いいたします。

※期限を過ぎますと 4 月にお送りする納税通知書に正しい内容を反映できない場合があります。

提出先 桑名市役所 税務課固定資産税係
〒511-8601 三重県桑名市中央町二丁目 3 7 番地

償却資産についてのお問い合わせは、
桑名市役所 税務課固定資産税係 0 5 9 4 - 2 4 - 1 1 4 3 までお願いします。

— 世界中 個性の色で あふれている —

Ⅰ. 償却資産の申告について

1 申告していただく方

毎年1月1日現在で償却資産を所有されている方は、地方税法第383条の規定により、その資産について所定の事項を1月31日までに申告することになっています。(本市としましては、事務処理の都合上、1月15日(金)までに申告していただきますようお願いいたします。)

※解散及び営業所の廃止、またはその他の理由により資産を所有されていない場合でも、その旨を備考欄にご記入のうえ、申告いただきますようお願いいたします。

2 提出書類

○償却資産申告書(個人番号または法人番号も忘れずに記載してください。)

○種類別明細書

○課税標準の特例(8頁参照)が適用となる資産については、その該当する事実を証明する書類

○その他参考書類

※なお、償却資産申告書及び種類別明細書については、全国的に統一された様式となりましたので、原則として独自の様式の使用は認められておりません。

3 申告の区分

申告の区分	申告していただく資産
全 資 産 申 告	令和9年1月1日現在に所有されている資産の全部 次に該当する方は全資産申告をお願いします。 1 令和8年中に新たに事業所を開設された方 2 市役所から全資産申告をお願いした方
増 減 資 産 申 告	1 令和8年1月2日から令和9年1月1日までに増加した資産及び減少した資産 2 令和8年1月1日以前に取得した資産で令和8年度の種類別明細書に登録されていない資産(申告もれ資産等) ※ この資産があった場合、前年前に取得したもの(イ)に追加し修正するのではなく、前年中に減少したもの(ロ)、前年中に取得したもの(ハ)の欄にこの分を加えてご記入ください。
修 正 ・ 訂 正 申 告	1 平成20年1月1日以前に取得した資産で、平成20年度の税制改正において、法定耐用年数の改正が行われた資産 2 上記以外の資産で、修正・訂正が必要となった資産

4 資産所在地、住所、氏名又は名称が変わった方

変更前の資産所在地、住所、氏名又は名称及び異動年月日を申告書の「備考」欄に書いてください。

5 申告書の控について

令和4年度より申告書と明細書はひと組のみ送付しております。控がご入用の方は提出前に各自でコピーを取ってください。

なお、申告書を郵送される方で控に受付印を必要とされる場合は、控用の申告書のコピーと切手を貼った返信用封筒を同封してください。

6 不申告、又は虚偽の申告をされた場合

正当な理由なく申告されない場合は、地方税法第386条及び桑名市市税条例第75条の規定により過料を科せられることがあるほか、不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。なお、法定申告期限を過ぎてからの申告書提出にかかる再通知はいたしませんので、不申告には十分ご注意ください。

また、虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

7 電子計算機による独自の様式の種類別明細書での申告について

電子計算機により処理する独自の様式の種類別明細書で申告されたい方は、次の事項等に留意して申告してください。

- (1) 全国的に統一された様式による記載項目のすべてを記載すること。
- (2) 全資産について評価計算を行うこと。(帳簿価額とは異なります)
- (3) 独自の申告書で申告する場合は、送付した申告書に記載のある所有者コードを必ず記入すること。
- (4) 課税標準の特例の適用がある場合には、その特例の適用条項(例：地方税法第349条の3第1項)、特例率及び課税標準額を記載した様式であること。(8頁参照)
- (5) 種類別明細書は種類ごとに区別して作成し、その合計額を記載すること。
- (6) 資本的支出(改良費)については、新たな資産の取得とみなし、本体と区分して評価計算を行うこと。
- (7) 評価計算上の償却可能限度額は、取得価額または資本的支出の100分の5までとすること。

※この申告をする初めての年については、前年中の増減資産を全国的に統一された様式による種類別明細書に記載し併せて申告してください。

8 インターネットを利用した電子申告をされる方

eLTAX(エルタックス・地方税電子申告システム)による申告も可能です。

エルタックスホームページ(<http://www.eltax.lta.go.jp>)等でご確認いただき申告してください。

II. 償却資産のあらまし

1 償却資産とは

- (1) 土地・家屋以外の事業の用に供することができる有形減価償却資産。
- (2) その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に参入される性格のもの。(法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。)

※ 次のような資産については課税対象とはなりません。

- 自動車税及び軽自動車税の課税対象となる自動車、軽自動車等
- 無形固定資産（電話加入権、特許権、実用新案権 等）

2 申告が必要となる償却資産の範囲

おおむね次のような資産について申告が必要です。具体的には次頁を参照してください。

- (1) 耐用年数1年超で、取得価額が10万円以上の資産。(ただし10万円以上20万円未満の資産のうち、一括して3年間で均等償却を行うものを除く)
- (2) 取得価額等が10万円未満であっても、帳簿上、固定資産として計上している資産。
- (3) 企業会計上簿外資産として取り扱われている資産であっても、令和9年1月1日現在事業の用に供している資産、又は供することができる資産。
- (4) 既に減価償却を終わり、帳簿上残存価格のみ計上されている資産であっても、令和9年1月1日現在事業の用に供している資産、又は供することができる資産。
- (5) 割賦買入資産で割賦金の完済していないものであっても、すでに事業の用に供している資産。
- (6) 遊休資産、未稼働資産であっても、令和9年1月1日現在事業の用に供することができる状態にある資産。
- (7) 赤字決算等のため減価償却を行っていない資産であっても、本来減価償却が可能な資産。
- (8) 他の者に貸し付けて、その貸付先で事業の用に供されている資産。
- (9) 建設仮勘定で経理されているもののうち、令和9年1月1日現在事業の用に供することができる状態にある資産。
- (10) 清算中の法人が、自ら清算事務の用に供している資産。
- (11) 道路運送車両法上の大型特殊自動車。(自動車税、軽自動車税の課税客体を除く)
- (12) リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リースの場合は、リース会社等の資産の所有者（貸主）が当該資産の申告をする必要があります。
- (13) 一定の条件を満たす太陽光発電設備※

※申告が必要な太陽光発電設備

個人	住宅用	事業の用に供している場合（発電出力が概ね10キロワット以上で、余剰または全量売電が継続反復して行われている場合）
	個人事業主	発電出力量や売電の有無にかかわらず、事業の用に供している場合
法人		

3 主な償却資産の種類と実例

種 類	課税の対象となるもの	課税の対象とならないもの
第1類：構築物	煙突、門、塀、庭園、広告塔、舗装路面、建築設備、内装、内部造作等	
第2類：機械及び装置	工作機械、印刷機械、土木建設機械等各種、産業用機械及び装置等、ビルの発電設備、パッケージエアコンディショナー等の建築設備、太陽光発電設備	
第3類：船舶	はしけ、ボート、漁船、汽船、遊覧船等	
第4類：航空機	飛行機、ヘリコプター等	
第5類：車両及び運搬具	動力運搬車、手押車、大型特殊自動車等	自動車（自動車税の課税対象となるもの）原動機付自動車及び軽・小型特殊・二輪の自動車（軽自動車税の課税対象となるもの）
第6類：工具・器具及び備品	切削工具、測定工具、型、ルームクーラー、計算機、金庫、机、陳列ケース、ネオンサイン、観賞・興行用生物等	生物（観賞用、興行用及びこれらに準ずる用に供するものを除く）
上記以外のもの		無形固定資産（電話加入権、特許権等）

4 建築設備における家屋と償却資産の区分

建築設備とは、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備などの家屋と一体となって家屋の効用を高める設備をいいます。

固定資産税における取り扱いでは、家屋と償却資産を区分して評価しています。

家屋の所有者と異なる者（賃借人）が貸しビル・貸店舗等に施工した内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。

家屋と設備の所有者が同一の場合に、以下のものは償却資産として評価します。

- 独立した機器としての性格が強いもの
- 特定の生産又は業務の用に供されるもの
- 単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの

5 建設設備の家屋と償却資産の区分表

設備の種類	設備の分類	A 償却資産とするもの	B 原則として家屋に含めるもの
電 気 設 備	変 電 設 備	変電設備（配線含む）	
	予 備 電 源 設 備	蓄電池設備、発電機設備（配線含む）	
	中央監視制御装置	中央監視制御装置（配線含む）	
	電 灯 照 明 設 備		固定された照明器具、配・分電盤 電灯配線
	動力配線設備	生産用動力配線	スイッチ、開閉器、操作盤、動力配線
	電 話 設 備	交換機、電源装置	配線及び配管
	インターホン設備	マイクロホン、拡声器	配線及び配管
	呼出及び表示装置	整流器、蓄電池	電鈴、表示設備、配線及び配管
	火災報知設備		機器、配線及び配管
	拡 声 装 置	マイクロホン、拡声器、増幅器	配線及び配管
	電気時計設備	時計、配電盤、充電器、時報時計、 電光時計、モーターサイレン	配線及び配管
ガ ス 設 備	供 給 設 備	メーター、屋外配管	配管
給 水 設 備	水 源	井戸	
	揚 水 設 備		揚水ポンプ、モーター
	水 処 理 設 備		沈殿設備、ろ過設備
	給 水 設 備	独立高架水槽	受水槽、高架水槽、止水栓、給水栓、 ポンプ、配管
給 湯 設 備	局所式給湯法	湯沸器、貯湯槽、バーナー、ボイラー	
	中央式給湯法	独立煙突及び煙道	ボイラー、貯湯槽、配管
排 水 設 備			排水ポンプ、配水管
衛 生 設 備			浴槽、釜、シャワー、洗面器、浄化槽
消 火 設 備		ホース及びノズル、消火器	消火栓設備、スプリンクラー設備、ドレンチャー 設備
換 気 設 備			換気扇、送排風機、ダクト、ベンチレーター
空 気 調 和 設 備		パッケージエアコンディショナー、ウインドクーラー	空気清浄機、空気ろ過器、冷凍機、 消音装置、防振装置、遮音装置、ダクト、 吹出口、ボイラー及び附属設備
避 雷 設 備			避雷設備
運 搬 設 備			エレベーター、ダムウェーター、エスカレーター、ベルト コンベア設備、気送管設備、メルシュート
駐 車 場 設 備		エレベーターフォーク式、クレーンエレベーター式、クレーン エレベータータrolley式、クレーンエレベーターフォーク 式、メーコーラント式、クルップ式	
塵 芥 処 理 設 備		独立焼却炉、独立煙突及び煙道	ダストシュート、焼却炉
そ の 他 の 特 殊 な 設 備	劇 場 用 設 備		舞台装置
	自 動 扉 設 備		自動扉設備
	金 庫 扉		金庫扉
	可 動 間 仕 切 り	可動間仕切り（簡易なもの）	可動間仕切り

6 償却資産の耐用年数の例

資産の種類		細目	耐用年数	細目	耐用年数
1	構築物	屋外給排水設備	15	仮設建物	7
		可動間仕切り（簡易なもの）	3	農林業用のもの（主として金属造）	14
		（その他のもの）	15	（その他）	8
		工場緑化施設	7	野立看板（金属造）	20
		その他の緑化施設、庭園	20	（その他）	10
		舗装路面（ビチューマルス）	3	金属へい	10
		（アスファルト）	10	ブロックべい	15
		（コンクリート）	15	打ち込み井戸	10
2	機械及び装置	食料品製造業用設備	10	漁業用・水産養殖業用設備	5
		飲料、たばこ又は飼料製造用設備	10	倉庫業用設備	12
		木材又は木製品製造業用設備	8	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8
		家具又は装備品製造業用設備	11	宿泊業用設備	10
		石油製品又は石炭製品製造業用設備	7	飲食店用設備	8
		ゴム製品製造業用設備	9	洗濯業、理（美）容業又は浴場業用設備	13
		農業用設備	7	自動車整備業用設備	15
		林業用設備	5	太陽光発電設備	17
3	船舶	漁船（FRP製）	7	漁船（鋼船）	9~12
4	航空機	飛行機	5~10	ヘリコプター、グライダー	5
5	車両及び運搬具	フォークリフト（自動車税・軽自動車税の課されるものを除く）			4
6	工具・器具及び備品	測定又は検査工具	5	複写機・計算機・レジスター	5
		切削工具	2	試験・測定機器	5
		事務机・椅子及びキャビネット		看板・ネオンサイン	3
		（主として金属製）	15	金庫（手さげ金庫）	5
		（その他）	8	（その他）	20
		テレビ・ステレオ等の音響機器	5	理容美容機器	5
		ベッド	8	歯科診療用ユニット	7
		陳列棚・ケース（冷蔵庫付）	6	レントゲン（移動式・救急医療用）	4
		（その他）	8	（その他）	6
		冷暖房用機器	6	調剤機器	6
		パソコン（サーバー用のものを除く）	4	厨房用品	5
		その他のパソコン	5	自動販売機	5

ここに記入されていないもの及び詳細については、国税庁の耐用年数表を参照してください。

7 課税標準額の算出

平成20年度の地方税法の一部改正により、同法第414条が削除され、理論帳簿価格制度が廃止となりました。これにより、帳簿価格計算が不要となり、評価額が課税標準額となります。

	評価額
前年中に取得した資産	取得価額×(1-r/2)
前年前に取得した資産	前年度評価額×(1-r)

減価残存率表

耐用 年数 (年)	減価率 r	減価残存率		耐用 年数 (年)	減価率 r	減価残存率		耐用 年数 (年)	減価率 r	減価残存率	
		前年中 取得	前年 前 取得			前年中 取得	前年 前 取得			前年中 取得	前年 前 取得
		1-r/2	1-r			1-r/2	1-r			1-r/2	1-r
2	0.684	0.658	0.316	35	0.064	0.968	0.936	68	0.033	0.983	0.967
3	0.536	0.732	0.464	36	0.062	0.969	0.938	69	0.033	0.983	0.967
4	0.438	0.781	0.562	37	0.060	0.970	0.940	70	0.032	0.984	0.968
5	0.369	0.815	0.631	38	0.059	0.970	0.941	71	0.032	0.984	0.968
6	0.319	0.840	0.681	39	0.057	0.971	0.943	72	0.032	0.984	0.968
7	0.280	0.860	0.720	40	0.056	0.972	0.944	73	0.031	0.984	0.969
8	0.250	0.875	0.750	41	0.055	0.972	0.945	74	0.031	0.984	0.969
9	0.226	0.887	0.774	42	0.053	0.973	0.947	75	0.030	0.985	0.970
10	0.206	0.897	0.794	43	0.052	0.974	0.948	76	0.030	0.985	0.970
11	0.189	0.905	0.811	44	0.051	0.974	0.949	77	0.030	0.985	0.970
12	0.175	0.912	0.825	45	0.050	0.975	0.950	78	0.029	0.985	0.971
13	0.162	0.919	0.838	46	0.049	0.975	0.951	79	0.029	0.985	0.971
14	0.152	0.924	0.848	47	0.048	0.976	0.952	80	0.028	0.986	0.972
15	0.142	0.929	0.858	48	0.047	0.976	0.953	81	0.028	0.986	0.972
16	0.134	0.933	0.866	49	0.046	0.977	0.954	82	0.028	0.986	0.972
17	0.127	0.936	0.873	50	0.045	0.977	0.955	83	0.027	0.986	0.973
18	0.120	0.940	0.880	51	0.044	0.978	0.956	84	0.027	0.986	0.973
19	0.114	0.943	0.886	52	0.043	0.978	0.957	85	0.026	0.987	0.974
20	0.109	0.945	0.891	53	0.043	0.978	0.957	86	0.026	0.987	0.974
21	0.104	0.948	0.896	54	0.042	0.979	0.958	87	0.026	0.987	0.974
22	0.099	0.950	0.901	55	0.041	0.979	0.959	88	0.026	0.987	0.974
23	0.095	0.952	0.905	56	0.040	0.980	0.960	89	0.026	0.987	0.974
24	0.092	0.954	0.908	57	0.040	0.980	0.960	90	0.025	0.987	0.975
25	0.088	0.956	0.912	58	0.039	0.980	0.961	91	0.025	0.987	0.975
26	0.085	0.957	0.915	59	0.038	0.981	0.962	92	0.025	0.987	0.975
27	0.082	0.959	0.918	60	0.038	0.981	0.962	93	0.025	0.987	0.975
28	0.079	0.960	0.921	61	0.037	0.981	0.963	94	0.024	0.988	0.976
29	0.076	0.962	0.924	62	0.036	0.982	0.964	95	0.024	0.988	0.976
30	0.074	0.963	0.926	63	0.036	0.982	0.964	96	0.024	0.988	0.976
31	0.072	0.964	0.928	64	0.035	0.982	0.965	97	0.023	0.988	0.977
32	0.069	0.965	0.931	65	0.035	0.982	0.965	98	0.023	0.988	0.977
33	0.067	0.966	0.933	66	0.034	0.983	0.966	99	0.023	0.988	0.977
34	0.066	0.967	0.934	67	0.034	0.983	0.966	100	0.023	0.988	0.977

(1) 取得価額

資産を取得するために要した額を記入してください。ただし、圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等の圧縮額がある場合は、その金額を加えた額とします。

(2) 耐用年数

耐用年数は、耐用年数省令別表に掲げる年数を適用しますが、例外として次の耐用年数も適用されます。

ア 中古見積耐用年数・・・耐用年数省令第3条の規定により見積もった耐用年数。

イ 短縮耐用年数・・・・・・所得税法施行令第130条又は法人税法施行令第57条の規定により、耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けたときは当該耐用年数。なお、この場合は国税局長の承認通知書の写を申告時に添付してください。

(3) 控除額の加算（増加償却又は陳腐化資産の一時償却）

所得税法施行令第133条若しくは法人税法施行令第60条の規定による増加償却又は所得税法施行令第130条の3若しくは法人税法施行令第57条の3の規定による陳腐化資産の一時償却を行った資産については、償却資産の評価上控除額の加算を行います。なお、増加償却の場合には、税務署長への届出書の写を、陳腐化資産の一時償却の場合には、国税局長の承認通知書の写を申告書に添付してください。

8 課税標準の特例

公害防止施設等で一定の要件に該当するものについては、課税標準の特例が適用され、税負担の軽減が図られます。主なものは次の表のとおりです。ここに記載されていない特例及び詳細については市役所税務課固定資産税係までお問い合わせください。

※特例適用にあたり、該当資産が特定できない場合、追加資料を求めることがあります。

特 例 コード	地方税法 適用条項	固定資産の種類	課税標準の特例の内容	特例率
4 9	法 349-3⑤	内航船舶	永年対象 価格の 1/2	1/2
7 2	法附則 15④	先端設備等に該当する資産 (R5. 4. 1～R7. 3. 31 取得分)	賃上げ目標なし 3 年度分 価格の 1/2	1/2
7 3	法附則 15④	先端設備等に該当する資産 (R5. 4. 1～R6. 3. 31 取得分)	賃上げ目標あり 5 年度分 価格の 2/3	1/3
7 4	法附則 15④	先端設備等に該当する資産 (R6. 4. 1～R7. 3. 31 取得分)	賃上げ目標あり 4 年度分 価格の 2/3	1/3
7 5	法附則 15④③	先端設備等に該当する資産 (R7. 4. 1～R9. 3. 31 取得分)	賃上げ目標あり (1.5%以上) 3 年度分 価格の 1/2	1/2
7 6	法附則 15④③	先端設備等に該当する資産 (R7. 4. 1～R9. 3. 31 取得分)	賃上げ目標あり (3%以上) 5 年度分 価格の 1/4	3/4
8 4 8 5	法附則 15⑤ 市税条例附 則 10-2⑩⑮	太陽光発電設備 (R6. 4. 1 以降取得分) ※出力量により特例率が変化します	①発電出力 1,000kw 以上 3 年度分 価格の 3/4 ②発電出力 1,000kw 未満 3 年度分 価格の 2/3	1/4 1/3
8 6	法附則 15④ 市税条例附 則 10-2⑩	太陽光発電設備 (R8. 4. 1～R11. 3. 31 取得分)※	3 年度分 価格の 2/3	1/3

※中小企業等経営強化法に基づく課税標準の特例に関しまして、特例適用にあたり、先端設備導入計画における認定を受けた計画の写し、認定書（桑名市では同市役所商工課が発行）の写し、投資計画に関する確認書の写しを提出してください。

旧法附則 64 条の先端設備に係る申請の際は、投資計画に関する確認書に代わり、工業会等の証明書が必要となります。

※令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日取得分については電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく課税標準の特例に関しまして固定価格買取制度の認定外かつ再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けた発電設備が対象となります。特例適用にあたり、補助金交付決定通知書の写し提出してください。

令和 8 年 4 月 1 日以降取得分についてはグリーンイノベーション基金（次世代型太陽光電池の開発プロジェクト）の支援を受けた事業者により生産されるペロブスカイト太陽電池が対象です。特例対象設備に該当することが確認できる資料を提出してください。

9 固定資産税（償却資産）の納税義務者、課税標準、縦覧

（1）納税義務者

賦課期日（令和 9 年 1 月 1 日）現在の償却資産の所有者が、納税義務者となります。

（2）課税標準

賦課期日現在における全資産の評価額の合計額が課税標準となります。

ただし、課税標準の特例の規定が適用される場合は、この合計額から課税標準の特例による軽減額を差し引いた額が課税標準となります。

（3）縦覧

申告及び調査に基づいて価格等（評価額及び課税標準額）を令和 9 年 3 月末日までに決定し、4 月 1 日から 4 月末日まで、資産の所在する市役所で課税台帳を縦覧に供します。

10 固定資産税（償却資産）の免税点、税率・税額、納期

（1）免税点

課税標準となるべき額が 180 万円未満の場合は課税されません。（令和 9 年度より 150 万円未満から 180 万円未満へ引き上げられました）なお 180 万円未満であるか否かは全資産の課税標準の合計額で判定します。したがって、増減資産申告をされた場合は、既設資産に増減資産の加除を行った後で判定します。

（2）税率・税額

税率は 1.4 / 100 です。課税標準額（1,000 円未満切捨）に、この税率を乗じた額（100 円未満切捨）が税額となります。

（3）納期

固定資産税の納期は、第 1 期から第 4 期（4 月・7 月・12 月・翌年 2 月）です。

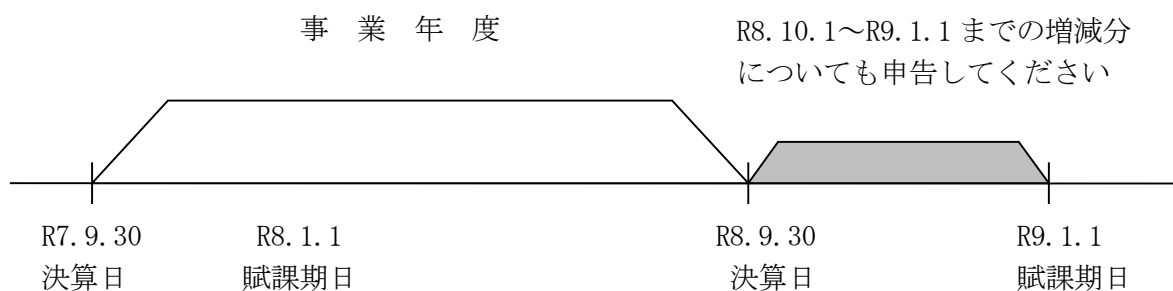
11 実地調査について

地方税法の規定（地方税法第 353 条、第 408 条）に基づいて実地調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いします。その結果、遡って賦課決定（地方税法第 17 条の 5）する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

Ⅲ．固定資産税（償却資産）の賦課期日と事業年度の関係

固定資産税（償却資産）の賦課期日は令和9年1月1日です。法人の事業年度の末日が賦課期日と異なる場合で、事業年度末以降賦課期日までに資産の増加又は減少があったときは、それらの増減資産についても申告してください。

例）1年決算法人で決算日が9月30日の場合



- ① 増減資産申告の場合 R8. 1. 2 から R9. 1. 1 までの増減資産について申告してください。
- ② 全資産申告の場合 R9. 1. 1 現在の全資産について申告してください。